

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【教育委員会】

- 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
  - 岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則
  - 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則
  - 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正
- （以上県例規集登載）

教育委員会

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第五校長の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同表事務局長等の項中第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

- 
- 三 職員の住居届、通勤届及び単身赴任届に係る事実の確認並びに住居手当支給額、通勤手当支給額及び単身赴任手当支給額の決定
  - 四 職員の扶養親族の要件の具備等に係る事実の確認並びに扶養親族の認定及び扶養手当支給額の決定
- 

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第二号

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

岡山県教育委員会

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則

岡山県総合教育センター規則（平成十九年岡山県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「道徳、特別活動、総合的な学習の時間」を「道徳（小学校にあっては、特別の教科である道徳）、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第三号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十年岡山県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第三条第二項」を「次条第二項第一号」に改め、「公立大学法人をいう」の下に「。次条第二項第一号において同じ」を加える。

第三条第二項第一号中「若しくは国立大学法人」を「、国立大学法人若しくは公立大学法人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般  
 教 育 事 務 所  
 教 育 機 関  
 県 立 学 校

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
 平成三十年三月二十七日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第一表B教育政策の表4教育企画の部2総合企画の項中「岡山県教育振興基本計画」を「第2次岡山県教育振興基本計画」とし、

9 国に対する提案	10 頑張る学校応援事業	3	5	を	9	3
					国に対する提案	

に改め、同部3総合調整の項中

「 夢づくりプラン 」	3	を	「 「晴れの国おかやま生き生きプラン」を「新晴れの国 おかやま生き生きプラン」に改める。 」

第一表C財務の表4施設の部2施設の項中

22	長寿命化関係書類	5	を	22	5
				長寿命化関係書類 個別施設計画	

に改

める。

第一表D教職員の表4人事の部5サービスの項中

10	を	10	5
		勤務負担軽減	

に改

改める。

第一表E高校教育の表1総括の部8研修の項中

10年経験者研修	10	3	に改め
教員等育成協議会 10年経験者研修・中堅教員等資質向上 研修		10	

る。

第一表H文化財の表2文化財保護の部2指定文化財保護の項中

13	岡山県文化財等救済ネットワーク	3	を
----	-----------------	---	---

13	岡山県文化財等救済ネットワーク	3	
14	無形文化遺産	5	にのぞく、回表
15	世界の記憶	5	にのぞく、回表

3埋蔵文化財の部1総括の項中「対策委員会・専門委員会・連絡会議」を「保護調査指導会・専門委員会・連絡会議」にのぞく。  
第一表I福利の表4健康管理の部5関係団体の項を削る。

第一表M特別支援教育の表3指導の部1総括の項中

2	幼稚園・小・中学校教育	5	を
3	小・中学校教育	5	にのぞく。

4	高等学校教育	5
---	--------	---

第一表N義務教育の表2指導の部に次のように加える。

F	キャリア教 育	1	キャリア教育総括	5
---	------------	---	----------	---

第二表1共通の表1総括の部1総括の項中

8	例規	永	を	8	例規	永
9	おみやま夢づくりプラン	5				

める。

第二表11県立学校の表3教務の部に次のように加える。

D	地域連携	1	地域連携総括	5
---	------	---	--------	---

第二表13県立図書館の表4資料情報の部2図書の中

	蔵書点検	5	を	蔵書点検	永
--	------	---	---	------	---

改め、同部3図書以外の項中

	逐次刊行物原簿	5	を		
--	---------	---	---	--	--

第二表14総合教育センターの表5生徒指導・教育相談の部3教育相談事業の項中

	生徒指導・教育相談支援事業	5	を		
--	---------------	---	---	--	--

に改める。

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十九年以降において完結した文書から適用する。

附  
則

に改める。